

## 一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月20日

岡山市長 大森雅夫

### 1 入札に付する事項

1	件名	投票所入場券及び転出者通知（岡山県知事選挙）
2	納入場所	岡山郵便局
3	納入期間	令和6年9月30日
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	<b>【Ⅰ】投票所入場券</b> ・用紙 587,000枚 ・区内特別用封筒 329,000枚 ・料金後納用封筒 1,200枚 <b>【Ⅱ】転出者通知</b> ・用紙 1,580枚 ・料金後納用封筒 1,500枚 ・有権者情報印字，投票所地図情報作成，チラシ印刷，封入封緘，郵便番号別仕分け，印字プログラム，外字対応等 詳細は仕様書の通り
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

### 2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし，取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和6年6月28日（金）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし，件名に「入札質問（投票所入場券及び転出者通知（岡山県知事選挙）」と明記すること。電話，郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 （確認先）選挙管理委員会事務局 TEL086-803-1545
9	仕様書質問提出先	選挙管理委員会事務局 Eメールアドレス senkanjimukyoku@city.okayama.lg.jp FAX 086-224-1390
10	仕様書回答掲載期間	令和6年7月1日（月）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は，第1回目の開札日の午後4時までで再入札を受け付け，同時刻以降に開札を行うので，入札者は2-15に定める開札日時後に，電子入札システム「岡山市→物品，役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和6年7月1日（月） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和6年7月3日（水） 午後4時
15	開札日時	令和6年7月4日（木） 午前 9時10分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>① 指名停止等措置状況調書</p> <p>② 納入物品明細書</p> <p>③ 印刷機械設備調書</p> <p>④ 実績調書</p> <p>⑤ 実績証明書又は契約書の写し (入場券の数及び自動封入封緘したことがわかること)</p> <p>⑥ 作業場所等状況調書</p> <p><u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるように、あらかじめ作成しておくこと。</u></p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.lg.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（投票所入場券及び転出者通知（岡山県知事選挙）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。 ※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和6年7月8日（月）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類）「印刷」
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所及び保管場所は、岡山市内であること</li> <li>・印刷機及び封入封緘機は自社保有であり、OMR又はバーコード付与又は読取装置を用いた自動監視機能を有し、個人単位で作成された入場券を世帯単位で確実に封入できること（自動名寄せシステム）</li> <li>・平成31年4月1日以降に、国又は地方公共団体で14万通以上の投票所入場券を製造し、自動封入封緘をした実績があること。</li> </ul>

### 4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
2	個人情報に関する覚書	契約時に個人情報に関する覚書を締結すること

## 物品の一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で 사용할 ことができる電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

### 2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
  - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
  - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。
- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入

札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。

- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

### 3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
  - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
  - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。  
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
  - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

### 4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合があります。

## 5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ① 入札書に記名押印がない入札
  - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
  - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
  - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
  - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
  - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

## 6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）
- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするも

のとする。

- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者とするものとする。

## 9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金または契約保証人が必要  
詳細内容は、別紙1のとおり

## 11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であること条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

### ※お問い合わせ先

- |   |
|---|
| <p>○パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること<br/>岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)</p> <p>○ICカード及びICカードリーダーに関すること<br/>コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。</p> <p>○入札、契約について<br/>岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階<br/>岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)</p> |
|---|

## 1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

### ① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

### ② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

## 2 契約保証金及び契約保証人について

契約締結に当たっては、契約保証金か契約保証人かのいずれかが必要です。ただし、契約金額が130万円未満となった場合はどちらも不要です。

### 契約保証金の場合

次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* <sup>1</sup> 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

### 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その\*<sup>2</sup>契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

\*<sup>2</sup>契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

### 契約保証人の場合

1人必要です。契約締結に当たっては、保証契約に関する書類を提出していただきます。

## 再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない  
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、  
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。



# 仕 様 書

1 品名 投票所入場券及び転出者通知 (岡山県知事選挙)  
 (用紙印刷、有権者情報・投票所地図情報印字、封入封緘、仕分け、データ及び完成品搬送含む)

2 作業の概要

本発注は、令和6年10月27日執行の岡山県知事選挙(以下「知事選」という。)の投票所入場券及び転出者通知、同封チラシの印刷および封入・仕分を行うものである。

3 作業内訳及び数量

【I】投票所入場券

① 用紙等

(ア) 入場券用紙

	587,000枚	
	(内 再発行用 10,000枚	裁断後白紙で納品)
行政区内訳	北区 246,900枚	}
	(内 再発行用 4,100枚)	
	中区 122,000枚	
	(内 再発行用 2,000枚)	
	東区 78,800枚	
	(内 再発行用 1,600枚)	
	南区 139,300枚	}
	(内 再発行用 2,300枚)	

(イ) 郵便区内特別郵便物封筒

	329,000枚	
行政区内訳	北区 143,900枚	}
	中区 68,600枚	
	東区 41,400枚	
	南区 75,100枚	

(ウ) 料金後納郵便物封筒

	1,200枚	
行政区内訳	北区 300枚	}
	中区 300枚	
	東区 300枚	
	南区 300枚	

- ② 有権者情報印字 (検証用入場券を含む) 577,000枚
- ③ 投票所地図情報作成 134箇所
- ④ チラシ 329,000枚 × 1種
- ⑤ 封入封緘 577,000枚 (329,000通)
- ⑥ 郵便番号別仕分け 329,000通
- ⑦ 印字プログラム 一式
- ⑧ 外字対応 (ユーザー外字) 3,000文字

【II】転出者通知

①用紙等

(ア) 転出者通知用紙

	1,580枚	
	(内 再発行用 各区20枚×4区	裁断後白紙で納品)
行政区内訳	北区 830枚	}
	中区 300枚	
	東区 120枚	
	南区 250枚	

(イ) 料金後納郵便物用封筒		1, 500枚												
行政区内訳	<table border="1"> <tr> <td>北区</td> <td>約</td> <td>830枚</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>約</td> <td>300枚</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>約</td> <td>120枚</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>約</td> <td>250枚</td> </tr> </table>	北区	約	830枚	中区	約	300枚	東区	約	120枚	南区	約	250枚	
北区	約	830枚												
中区	約	300枚												
東区	約	120枚												
南区	約	250枚												

- ②有権者情報印字（検証用入場券を含む） 1, 500枚
- ③投票所地図情報作成 134箇所
- ④チラシ 1, 500枚 × 1種
- ⑤封入封緘 1,500枚（1, 500通）
- ⑥郵便番号別仕分け 1, 500通
- ⑦印字プログラム 一式
- ⑧外字対応（ユーザー外字） 3, 000文字

4 印刷物の規格等

印刷物	規格等	投票所入場券	転出者通知
①入場券用紙 (転出者通知用紙)	様式	別紙1「入場券様式」	別紙4「転出者通知様式」
	用紙サイズ	W225mm×D115mm 横長	
	紙質	上質 90kg	
	用紙色	北区 やまぶき 中区 空 東区 さくら 南区 鶯 ※用紙色は、紀州の色見本帳による。	全区 白
	印字	両面2色印刷（黒・赤）	
②チラシ	様式	別紙2「入場券チラシ」 1種類	
	用紙サイズ	A4版 縦	
	紙質	コート 73kg	
	印字	両面4色印刷（4/4）	
③封筒	様式	別紙3「入場券封筒様式」	別紙5「転出者通知封筒様式」
	封筒サイズ	W235mm×D120mm 長型3号洋型窓あき封筒 (窓のフィルムごと再生可能なこと)	
	紙質	上質 70kg	
	印字	両面2色印刷（黒・赤） 封筒内側に透過防止の模様を施すこと	両面2色印刷（紺・赤） 封筒内側に透過防止の模様を施すこと
	その他	封筒の右端に切り取り線を付けること 貼合が郵送中剥がれないよう、十分強度を確保すること 封筒の長辺側一か所に口のり部分を設けること	

5 校正等 【共通】

入場券等、封筒およびチラシ データ印字部分	校正 入場券等	2回 テストプリント 2回
--------------------------	------------	------------------

(1回100枚以内、各区25枚程度)

6 提供データ ①～④【共通】

- ① 投票所地図データ BMP形式の画像データ
- ② 外字データ MS-Windows 標準外字ファイル (EUDC. TTE)
- ③ 有権者データ 可変長CSV形式 (別紙6「入場券データ仕様」のとおり)  
可変長CSV形式 (別紙7「転出者通知データ仕様」のとおり)
- ④ 引抜データ MS-Excel 形式 (別紙8「入場券引抜データ仕様」のとおり)  
MS-Excel 形式 (別紙9「転出者通知引抜データ仕様」のとおり)  
マッチングキーは③有権者データの「個人番号」と④引抜データの「宛名  
番号」

⑤ 提供タイミング

- ① 投票所地図データ 契約締結後
- ② 外字データと ③ 有権者データ テスト用は契約締結後  
本番用は9月12日
- ④ 引き抜きデータ 9月24日

7 作業の概要 【共通】

- ① 入場券用紙、転出者通知、封筒およびチラシ印刷  
「4 印刷物の規格等」に基づき、入場券、封筒およびチラシを印刷する。  
ただし入場券用紙は、各区で色が違うので注意すること。色は、用紙色または印刷色のいずれ  
で実現してもよいが、両面が着色されていること。  
3-【I】-①用紙等及び3-【II】-①用紙等に示す再発行用は、指定枚数をプレプリントのみで  
裁断して納品すること。
- ② 投票所地図データ準備  
6-①投票所地図データを使用し、投票所ごとに入場券面に印字できるよう準備を行う。  
ただし、6-③有権者データの本番用データを提供するまでの間は、一部の地図データの差替え  
が発生することがある。
- ③ 外字対応 6-②外字データを使用し入場券面に外字を正しく印字できるよう準備を行う。
- ④ 有権者情報及び地図情報印字 (個人単位)  
6-③有権者データおよび6-②外字データのデータから、入場券等を印刷する。
- ⑤ 封入封緘  
封入封緘機を用いて、6-③有権者データの項目6番「バーコード」順で世帯番号をキーに名寄  
せを行い、郵便区内特別用の封筒に三つ折りにしたチラシ1枚とともに封入すること。  
ただし、転出者通知は名寄せ不要。
- ⑥ 引き抜き  
6-④引き抜きデータを使用し、該当者を含む封筒単位で引き抜きを行う。開封の必要はない。
- ⑦ 郵便番号別分類・梱包  
差出の分類・梱包は岡山郵便局の指示に従うこと。

8 特記事項 【共通】

- ① 印刷・保管状況の確認のため、作業中に発注者が立ち会うので、作業場所は岡山市内であるこ  
と。なお、日時は契約後に甲乙協議のうえ決定する。
- ② 個人情報を含むデータの受け渡しについては、岡山市役所本庁舎9階選挙管理委員会事務局に  
おいて媒体 (CD-Rを想定) で手渡しするが、その他のデータについてはメールでのやり取り  
も可能とする。
- ③ 投票所地図データは支給された画像データを券面に出力する。やむを得ず、受注者において加

工した場合は、紙またはPDFファイルにて提出し、発注者の確認を受けること。

- ④ カスタマバーコードを、6-③有権者データの項目1及び項目2を使用して生成し印字する。
- ⑤ 期日前投票システム用バーコードを、6-③有権者データの項目6を使用して作成し印字する。形式は、NW-7、スタート・ストップキャラクタ付、チェックデジットは任意とする。
- ⑥ 外字は、MS-Windows 標準外字形式とする。
- ⑦ 令和6年8月20日までにデータ受け入れから、印字までの一連の処理についてテストを行い、紙で提出した印字サンプルにより、発注者の承認を受けること。特に、外字並びに地図の印刷については十分注意すること。  
8-⑤の期日前投票システム用バーコードの読み取り試験も、このタイミングで実施する。
- ⑧ 入場券および封筒は、4つの行政区ごとにそれぞれ作成する。
- ⑨ 納入の2営業日前に、行政区別の郵便料金一覧とともに、封入枚数別の通数を示した一覧表を提出すること。なお、一覧表の様式については発注者が指示する。
- ⑩ 入場券用紙と封筒の残部および引き抜いた入場券は、完成品とは別にそれぞれ梱包し、完成品納品時に岡山市選挙管理委員会事務局へ納品すること。
- ⑪ 個人情報の保護のため、別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結するとともに、契約締結後速やかに、本業務における業務責任者、個人情報記録媒体搬送責任者、データ保管責任者、成果物搬送責任者等の各作業の責任者、および個人情報にかかる情報記録媒体・データ印字後の入場券等の保管等、業務をおこなう場所に関する入退室管理体制について、選挙管理委員会事務局へ文書で提出するものとする。なお、保有個人情報の委託の全部又は一部を再委託してはならない。
- ⑫ 印刷業務に必要な範囲に限りデータの複製を認めるが、必要なくなった場合は直ちに消去すること。  
インターネット等外部ネットワークと接続する機器及び通信回線を使用した複製およびデータのやり取りは認めない。
- ⑬ 納品物はもちろん、テストプリントや破断・汚損等により納入を要さない入場券について、誤って外部へ流出することのないよう、施錠できる場所で厳重に管理すること。  
また、納品完了後は速やかに復元不可能な方法で廃棄すること。
- ⑭ 選挙期日の変更等のやむを得ない事情により作業日程が変更になった場合は、発注者と相談のうえ、変更契約を締結すること。
- ⑮ 本契約に基づいて作成された印刷物の著作権は岡山市に帰属する。

## 9 納入期限【共通】

令和6年9月30日 午前9時まで

## 10 納入場所【共通】

岡山県総社市長良114-2 岡山郵便局

## 11 担当 岡山市選挙管理委員会事務局 松浦

電話（直通）086-803-1545

## 入場券表

青文字はデータ印字項目  
行頭に数字の項目は、データファイルからの可変データ  
その他は固定データ

## 投票所入場券 岡山県知事選挙

告示日 令和6年10月10日(木)

投票日 令和6年10月27日(日) 午前<sup>16</sup>投票開始時から午後<sup>17</sup>投票終了時まで

1 郵便番号

2 住所

3 方書き

4 漢字氏名 様

5 カスタマーバーコード

あなたの期日前投票(10月11日~10月26日、午前8時30分~午後8時)の場所は

8 期日前投票所

投票区 ページ 番号

10投票所番号 11項番号 12行番号

6 バーコード

<sup>19</sup>性別 6 バーコード文字列 <sup>19</sup>性別

用紙交付

知事

※詳しい説明は裏面をご覧ください。

あなたの選挙当日(10月27日)の投票所は

9 当日投票場所

【前回選挙と投票所が異なります。】



20 投票所住所

## 指示事項

印刷色は、黒・赤二色 用紙色は、北区 やまぶき、中区 空、東区 さくら、南区 鶯 ※紀州の色見本帳による

青字の部分は、印字領域(頭の数字は、CSVのデータ項目番号)

投票区地図は、投票所番号に対応した画像データを印刷

「6バーコード」は、指定コードに変換して印刷し、その下のバーコード文字列は、前後に「19性別」を付加してデータ印字する。

フォーマットは、 9\_999999999999\_9 前ゼロ印字 「1 123456789012 1」

令和6年10月27日執行  
岡山県知事選挙  
期日前投票宣誓書

(宛先) 岡山市北区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
住所	※表面住所と同じ場合は記入不要

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票の理由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ (上記以外の) 用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在している
- ・ 疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の離島に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、北区以外に居住
- ・ 天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、**真実であることを誓います。**

- この入場券は大切に保管し、投票の際には**必ずご本人**が投票所へお持ちください。駐車場が混雑する場合がありますので、できるだけ徒歩、自転車でお越しください。
- この入場券は9月11日までに届け出られた住民票の住所をもとに、岡山市北区の選挙人名簿に登録される予定の有権者へ送付しています。この入場券がお手元に届いても、投票日までに県外へ転出した場合は、岡山県知事選挙の投票ができませんのでご注意ください。
- 入場券を紛失しても、投票所受付で申し出れば投票できます。**
- 投票日当日に仕事や旅行等で投票に行けない方は、**期日前投票をご利用ください。**

①期日前投票期間

令和6年10月11日(金)～令和6年10月26日(土)

②投票時間

あさ8時30分～よる8時(土曜・日曜・祝日を含む)

③投票場所

期日前投票所は、表面のあて名の下に記載しています。

④投票方法

期日前投票をする場合は、**左記の宣誓書へ記入して**

期日前投票所へお持ちください。

選挙公報

(仮)

QR

【問い合わせ】 岡山市北区選挙管理委員会

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
電話 086-803-1655 FAX 086-803-1725

令和6年10月27日執行  
岡山県知事選挙  
期日前投票宣誓書

(宛先)岡山市中区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
住所	※表面住所と同じ場合は記入不要

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票の理由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ (上記以外の)用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在している
- ・ 疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の離島に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、中区以外に居住
- ・ 天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、**真実であることを誓います。**

- この入場券は大切に保管し、投票の際には**必ずご本人**が投票所へお持ちください。駐車場が混雑する場合がありますので、できるだけ徒歩、自転車でお越しください。
- この入場券は9月11日までに届け出られた住民票の住所をもとに、岡山市中区の選挙人名簿に登録される予定の有権者へ送付しています。この入場券がお手元に届いても、投票日までに県外へ転出した場合は、岡山県知事選挙の投票ができませんのでご注意ください。
- 入場券を紛失しても、投票所受付で申し出れば投票できます。**
- 投票日当日に仕事や旅行等で投票に行けない方は、**期日前投票をご利用ください。**

①期日前投票期間

令和6年10月11日(金)～令和6年10月26日(土)

②投票時間

あさ8時30分～よる8時(土曜・日曜・祝日を含む)

③投票場所

期日前投票所は、表面のあて名の下に記載しています。

④投票方法

期日前投票をする場合は、**左記の宣誓書へ記入して**

期日前投票所へお持ちください。

選挙公報

(仮)

QR

【問い合わせ】 岡山市中区選挙管理委員会

〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号  
電話 086-901-1601 FAX 086-901-1604

令和6年10月27日執行  
岡山県知事選挙  
期日前投票宣誓書

(宛先) 岡山市東区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
住所	※表面住所と同じ場合は記入不要

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票の理由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ (上記以外の) 用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在中
- ・ 疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の離島に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、東区以外に居住
- ・ 天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、**真実であることを誓います。**

- この入場券は大切に保管し、投票の際には**必ずご本人**が投票所へお持ちください。駐車場が混雑する場合がありますので、できるだけ徒歩、自転車でお越しください。
- この入場券は9月11日までに届け出られた住民票の住所をもとに、岡山市東区の選挙人名簿に登録される予定の有権者へ送付しています。この入場券がお手元に届いても、投票日までに県外へ転出した場合は、岡山県知事選挙の投票ができませんのでご注意ください。
- 入場券を紛失しても、投票所受付で申し出れば投票できます。**
- 投票日当日に仕事や旅行等で投票に行けない方は、**期日前投票をご利用ください。**

①期日前投票期間

令和6年10月11日(金)～令和6年10月26日(土)

②投票時間

あさ8時30分～よる8時(土曜・日曜・祝日を含む)

③投票場所

期日前投票所は、表面のあて名の下に記載しています。

④投票方法

期日前投票をする場合は、**左記の宣誓書へ記入して**

期日前投票所へお持ちください。

選挙公報

(仮)

QR

【問い合わせ】 岡山市東区選挙管理委員会

〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号  
電話 086-944-5006 FAX 086-944-5080



令和6年10月27日執行  
岡山県知事選挙  
期日前投票宣誓書

(宛先) 岡山市南区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
住所	※表面住所と同じ場合は記入不要

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票の理由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ (上記以外の) 用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在中
- ・ 疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の離島に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、南区以外に居住
- ・ 天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、**真実であることを誓います。**

- この入場券は大切に保管し、投票の際には**必ずご本人**が投票所へお持ちください。駐車場が混雑する場合がありますので、できるだけ徒歩、自転車でお越しください。
- この入場券は9月11日までに届け出られた住民票の住所をもとに、岡山市南区の選挙人名簿に登録される予定の有権者へ送付しています。この入場券がお手元に届いても、投票日までに県外へ転出した場合は、岡山県知事選挙の投票ができませんのでご注意ください。
- 入場券を紛失しても、投票所受付で申し出れば投票できます。**
- 投票日当日に仕事や旅行等で投票に行けない方は、**期日前投票をご利用ください。**

①期日前投票期間

令和6年10月11日(金)～令和6年10月26日(土)

②投票時間

あさ8時30分～よる8時(土曜・日曜・祝日を含む)

③投票場所

期日前投票所は、表面のあて名の下に記載しています。

④投票方法

期日前投票をする場合は、**左記の宣誓書へ記入して**

期日前投票所へお持ちください。

【問い合わせ】 岡山市南区選挙管理委員会

〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5  
電話 086-902-3500 FAX 086-902-3540

選挙公報

(仮)

QR

投票日

10.27 [日]

岡山県知事選挙

3日間

10.19 [土] 20 [日] 21 [月]



# イオンモール岡山で期日前投票 できます!!

■ 期日前投票できる時間

■ 投票場所

あさ10時～よる8時

イオンモール岡山1階 未来スクエア

イオンモール岡山期日前投票所では

**岡山市全区**の有権者が投票できます※他市から岡山市に転入した後、3ヶ月を経過していない人は  
岡山市では投票できません。

■ イオンモール岡山1階フロア図

イオンモール岡山期日前投票所のいいところ

お買い物や通勤・通学のついでに

ちょっとした空き時間で投票しやすい!

入場券を忘れても大丈夫投票所に置いてある宣誓書に記入すれば、  
本人確認をして、投票できます!イオンモール岡山以外での期日前投票  
(10/11～10/26)については  
裏面をご覧ください

■ お問い合わせ先

岡山市選挙管理委員会事務局

☎ 086-803-1545

FAX 086-224-1390

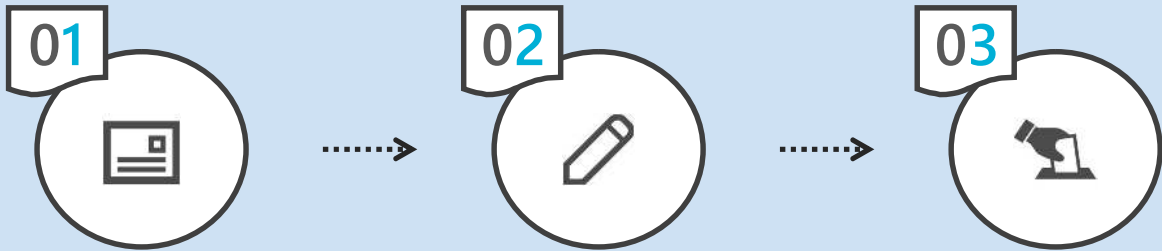
# 期日前投票とは？



## あなたのライフスタイルに合わせた投票方法

岡山県知事選挙の投票日当日（10月27日）だけではなく、みなさんの都合に合わせて、事前に期日前投票をすることができます。待ち時間が短く、スムーズに投票ができる期日前投票をぜひご利用ください！

### 期日前投票の方法



01 投票所入場券に書かれた期日前投票できる場所・日時の確認

02 宣誓書（入場券裏面）に氏名・生年月日等を記入

03 期日前投票できる場所で投票用紙を受け取り、記入して投票

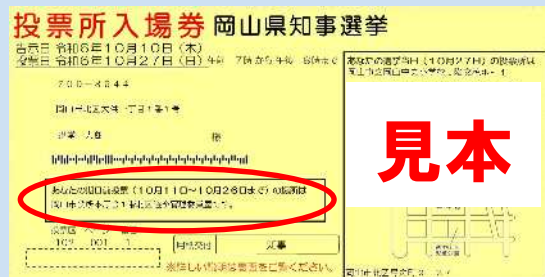
### 期日前投票できる期間

10.11 [金] ~ 10.26 [土] （土曜、日曜、祝日を含む）

あさ8時30分 ~ よる8時 ※イオンモール岡山のみ投票期間が異なります

### 期日前投票できる場所

投票所入場券の表面に  
期日前投票できる場所が  
記載されています



### お問い合わせ先

- ◆ 北区選挙管理委員会（北区役所 総務・地域振興課）  
☎086-803-1655 Fax 086-803-1725
- ◆ 中区選挙管理委員会（中区役所 総務・地域振興課）  
☎086-901-1601 Fax 086-901-1604

- ◆ 東区選挙管理委員会（東区役所 総務・地域振興課）  
☎086-944-5006 Fax 086-944-5080
- ◆ 南区選挙管理委員会（南区役所 総務・地域振興課）  
☎086-902-3500 Fax 086-902-3540

忘れず、早めに、確実に、期日前投票で！  
10月11日(金)～10月26日(土)

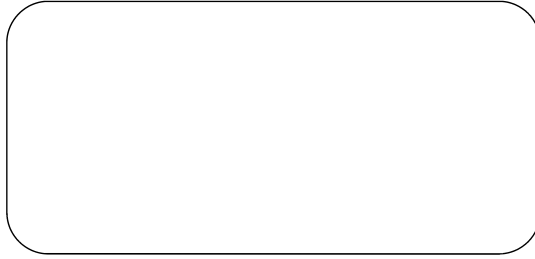
**選挙**

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙



郵便区内特別

後納封筒の場合は、とる



**投票所入場券在中**

この封筒には世帯の有権者の方  
全員の投票所入場券が入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

岡山市北区選挙管理委員会

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1655

FAX 086-803-1725

※混雑を避けるため、投票所へお越しになる際には、  
できるだけ徒歩または自転車等をお願いします。

- この中には、投票所入場券が入っています。開封して投票所入場券を確認したのち、投票日まで大切に保管し、投票の際には必ずご本人が投票所へお持ちください。
- この入場券が無くて、投票所受付でその旨を申し出れば投票できます。
- 投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。お住まいの区に設置されている、期日前投票所をご利用ください。
- 下記に該当する方は、一定の条件を満たせば住所を管轄する選挙管理委員会へ請求・申請することで、不在者投票をすることができます。
  - 市外に滞在している方
  - 不在者投票指定施設に指定された病院・老人福祉施設等に入院・入所している方
  - 下肢などに重度の障害があり身体障害者手帳をお持ちの方
  - 介護保険の要介護らに認定されている方
 事前の手続きに時間を要しますので、お早めに申請等をお願いします。詳しくは電話等でお問い合わせください。

忘れず、早めに、確実に、期日前投票で！  
10月11日(金)～10月26日(土)

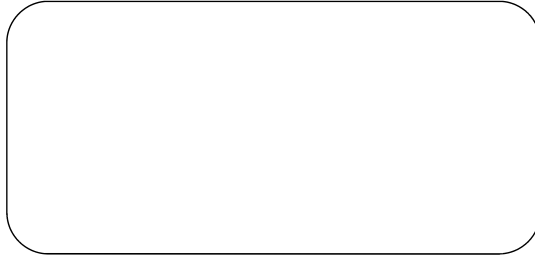
**選挙**

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙



郵便区内特別

後納封筒の場合は、とる



**投票所入場券在中**

この封筒には世帯の有権者の方  
全員の投票所入場券が入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

岡山市中区選挙管理委員会

〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号

電話 086-901-1601

FAX 086-901-1604

※混雑を避けるため、投票所へお越しになる際には、  
できるだけ徒歩または自転車等をお願いします。

- この中には、投票所入場券が入っています。開封して投票所入場券を確認したのち、投票日まで大切に保管し、投票の際には必ずご本人が投票所へお持ちください。
- この入場券が無くても、投票所受付でその旨を申し出れば投票できます。
- 投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。お住まいの区に設置されている、期日前投票所をご利用ください。
- 下記に該当する方は、一定の条件を満たせば住所を管轄する選挙管理委員会へ請求・申請すること、不在者投票をすることがあります。
  - 市外に滞在している方
  - 不在者投票指定施設に指定された病院・老人福祉施設等に入院・入所している方
  - 下肢などに重度の障害があり身体障害者手帳をお持ちの方
  - 介護保険の要介護らに認定されている方
 事前の手続きに時間を要しますので、お早めに申請等をお願いします。詳しくは電話等でお問い合わせください。

忘れず、早めに、確実に、期日前投票で！  
10月11日(金)～10月26日(土)

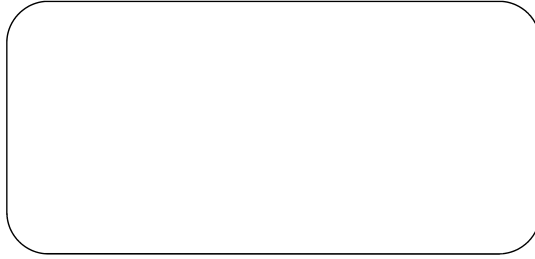
**選挙**

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙



郵便区内特別

後納封筒の場合は、とる



**投票所入場券在中**

この封筒には世帯の有権者の方  
全員の投票所入場券が入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

岡山市東区選挙管理委員会

〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

電話 086-944-5006

FAX 086-944-5080

※混雑を避けるため、投票所へお越しになる際には、  
できるだけ徒歩または自転車等をお願いします。

- この中には、投票所入場券が入っています。開封して投票所入場券を確認したのち、投票日まで大切に保管し、投票の際には必ずご本人が投票所へお持ちください。
- この入場券が無くて、投票所受付でその旨を申し出れば投票できます。
- 投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。お住まいの区に設置されている、期日前投票所をご利用ください。
- 下記に該当する方は、一定の条件を満たせば住所を管轄する選挙管理委員会へ請求・申請すること、不在者投票をすることがあります。
  - 市外に滞在している方
  - 不在者投票指定施設に指定された病院・老人福祉施設等に入院・入所している方
  - 下肢などに重度の障害があり身体障害者手帳をお持ちの方
  - 介護保険の要介護らに認定されている方
 事前の手続きに時間を要しますので、お早めに申請等をお願いします。詳しくは電話等でお問い合わせください。

忘れず、早めに、確実に、期日前投票で！  
10月11日(金)～10月26日(土)

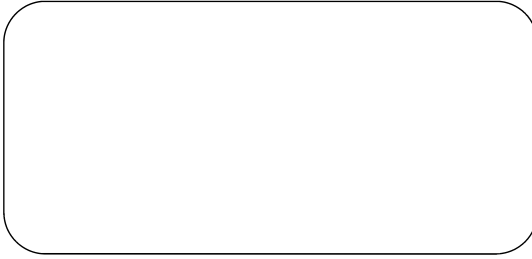
**選挙**

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙



郵便区内特別

後納封筒の場合は、とる



**投票所入場券在中**

この封筒には世帯の有権者の方  
全員の投票所入場券が入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

岡山市南区選挙管理委員会

〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5

電話 086-902-3500

FAX 086-902-3540

※混雑を避けるため、投票所へお越しになる際には、  
できるだけ徒歩または自転車等をお願いします。

- この中には、投票所入場券が入っています。開封して投票所入場券を確認したのち、投票日まで大切に保管し、投票の際には必ずご本人が投票所へお持ちください。
- この入場券が無くて、投票所受付でその旨を申し出れば投票できます。
- 投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。お住まいの区に設置されている、期日前投票所をご利用ください。
- 下記に該当する方は、一定の条件を満たせば住所を管轄する選挙管理委員会へ請求・申請すること、不在者投票をすることがあります。
  - 市外に滞在している方
  - 不在者投票指定施設に指定された病院・老人福祉施設等に入院・入所している方
  - 下肢などに重度の障害があり身体障害者手帳をお持ちの方
  - 介護保険の要介護らに認定されている方
 事前の手続きに時間を要しますので、お早めに申請等をお願いします。詳しくは電話等でお問い合わせください。

# 転出者案内 表

## 投票のお知らせ 岡山県知事選挙

投票日 令和6年10月27日(日) 午前<sup>16</sup> 投票開始時間 時から 午後<sup>17</sup> 投票終了時間 時まで

1 郵便番号

2 住所⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤  
⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

3 方書き⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤  
⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

4 漢字氏名⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 様  
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

5 カスタマーバーコード

あなたの選挙当日の投票所は

9 当日投票場所⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③

あなたの期日前投票所は

8 期日前投票所⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③  
④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥

投票区 ページ 番号

10投票所番号 11項番号 12行番号

6 バーコード

<sup>19</sup> 性別 6 バーコード文字列 <sup>19</sup> 性別

用紙交付

知事

あなたは岡山市から転出されましたが、まだ岡山市の選挙人名簿に登録されていますので、岡山県知事選挙の投票をすることができます。

ただし、新住所地の選挙人名簿に登録されている場合や、県外の市町村を経由して新住所地へ住所を移した場合は、岡山市●区では投票できません。

なお、投票する際には、引き続き岡山県内に住所を有していることの確認が必要です。

### 【投票の方法】

- ① 投票日当日左記の「選挙当日の投票所」で投票する
- ② 投票日前日まで左記の「期日前投票所」で投票する
- ③ 不在者投票をする  
裏面をご覧ください

### 【期日前及び不在者投票の期間】

10月11日(金曜日)～10月26日(土曜日)

### 【投票時間】

- ② は、午前8時30分～午後8時(土曜・日曜・祝日を含む)
- ③ は、新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください

### 指示事項

印刷色は、黒・赤二色 用紙色は、白

青字の部分は、印字領域（頭の数字は、CSVのデータ項目番号）。

「6 バーコード」は、仕様書で指定するコードに変換して印刷し、その下のバーコード文字列は、前後に「19性別」を付加してデータ印字する。

フォーマットは、 9\_999999999999\_9 前ゼロ印字 「1 123456789012 1」

衆院小選挙区を表示するため 岡山県第「13選挙区」区 を投票区の前に印字する。



転出者通知 裏 北区

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙  
不在者投票宣誓書兼請求書  
(期日前投票宣誓書)

(宛先) 岡山市北区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
岡山市での住所	岡山市北区 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。
送付先住所	〒 - 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。 昼間連絡の取れる電話番号 - -

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・(上記以外の)用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在している
- ・疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・交通至難の離島に居住・滞在
- ・住所移転のため、北区以外に居住
- ・天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、真実であることを誓います。あわせて投票用紙等の交付を請求します。

表面【投票の方法】③の不在者投票の請求をするには、左記の枠線内に必要事項を記入し、岡山市北区選挙管理委員会へ封書で郵送してください。記入された送付先住所へ投票用紙等を送付します。

投票用紙が到着したら、届いた中身をすべて持ってお近くの選挙管理委員会で投票してください。投票後、岡山市北区選挙管理委員会へ、あなたの投票が郵送されます。

不在者投票は、投票日の午後8時までに岡山市北区選挙管理委員会へあなたの投票が届く必要があります。郵送にかかる時間を考慮し、余裕をもってお手続きをしてください。

なお、投票用紙の請求はマイナンバーカードを利用した電子申請でも行うことができますので、下記の二次元バーコードからご利用ください。電子申請は郵送での請求に比べ、短い期間でお手続きが可能です。

電子申請  
窓 口



選挙公報



【問い合わせ】 岡山市北区選挙管理委員会  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
電話 086-803-1656 FAX 086-803-1725

転出者通知 裏 中区

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙  
不在者投票宣誓書兼請求書  
(期日前投票宣誓書)

(宛先) 岡山市中区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
岡山市での住所	岡山市中区 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。
送付先住所	〒 — 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。 昼間連絡の取れる電話番号 — —

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・(上記以外の)用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在している
- ・疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・交通至難の離島に居住・滞在
- ・住所移転のため、中区以外に居住
- ・天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、真実であることを誓います。あわせて投票用紙等の交付を請求します。

表面【投票の方法】③の不在者投票の請求をするには、左記の枠線内に必要事項を記入し、岡山市中区選挙管理委員会へ封書で郵送してください。記入された送付先住所へ投票用紙等を送付します。

投票用紙が到着したら、届いた中身をすべて持ってお近くの選挙管理委員会で投票してください。投票後、岡山市中区選挙管理委員会へ、あなたの投票が郵送されます。

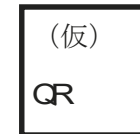
不在者投票は、投票日の午後8時までに岡山市中区選挙管理委員会へあなたの投票が届く必要があります。郵送にかかる時間を考慮し、余裕をもってお手続きをしてください。

なお、投票用紙の請求はマイナンバーカードを利用した電子申請でも行うことができますので、下記の二次元バーコードからご利用ください。電子申請は郵送での請求に比べ、短い期間でお手続きが可能です。

電子申請  
窓 口



選挙公報



【問い合わせ】 岡山市中区選挙管理委員会  
〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号  
電話 086-901-1601 FAX 086-901-1604

転出者通知 裏 東区

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙  
不在者投票宣誓書兼請求書  
(期日前投票宣誓書)

(宛先) 岡山市東区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
岡山市での住所	岡山市東区 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。
送付先住所	〒 — 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。 昼間連絡の取れる電話番号 — —

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ (上記以外の) 用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在している
- ・ 疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の離島に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、東区以外に居住
- ・ 天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、真実であることを誓います。あわせて投票用紙等の交付を請求します。

表面【投票の方法】③の不在者投票の請求をするには、左記の枠線内に必要事項を記入し、岡山市東区選挙管理委員会へ封書で郵送してください。記入された送付先住所へ投票用紙等を送付します。

投票用紙が到着したら、届いた中身をすべて持ってお近くの選挙管理委員会で投票してください。投票後、岡山市東区選挙管理委員会へ、あなたの投票が郵送されます。

不在者投票は、投票日の午後8時までに岡山市東区選挙管理委員会へあなたの投票が届く必要があります。郵送にかかる時間を考慮し、余裕をもってお手続きをしてください。

なお、投票用紙の請求はマイナンバーカードを利用した電子申請でも行うことができますので、下記の二次元バーコードからご利用ください。電子申請は郵送での請求に比べ、短い期間でお手続きが可能です。

電子申請窓



選挙公報



【問い合わせ】 岡山市東区選挙管理委員会  
〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号  
電話 086-944-5006 FAX 086-944-5080

転出者通知 裏 南区

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙  
不在者投票宣誓書兼請求書  
(期日前投票宣誓書)

(宛先) 岡山市南区選挙管理委員会委員長

令和6年10月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
岡山市での住所	岡山市南区 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。
送付先住所	〒 — 建物名・部屋番号まで正確に記入してください。 昼間連絡の取れる電話番号 — —

私は上記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・(上記以外の)用事・レジャー等のため、投票区外に外出・旅行・滞在している
- ・疾病・負傷・出産等による歩行困難又は刑事施設等に収容
- ・交通至難の離島に居住・滞在
- ・住所移転のため、南区以外に居住
- ・天災・悪天候のため、投票所に到達困難

上記は、真実であることを誓います。あわせて投票用紙等の交付を請求します。

表面【投票の方法】③の不在者投票の請求をするには、左記の枠線内に必要事項を記入し、岡山市南区選挙管理委員会へ封書で郵送してください。記入された送付先住所へ投票用紙等を送付します。

投票用紙が到着したら、届いた中身をすべて持ってお近くの選挙管理委員会で投票してください。投票後、岡山市南区選挙管理委員会へ、あなたの投票が郵送されます。

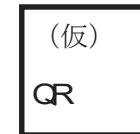
不在者投票は、投票日の午後8時までに岡山市南区選挙管理委員会へあなたの投票が届く必要があります。郵送にかかる時間を考慮し、余裕をもってお手続きをしてください。

なお、投票用紙の請求はマイナンバーカードを利用した電子申請でも行うことができますので、下記の二次元バーコードからご利用ください。電子申請は郵送での請求に比べ、短い期間でお手続きが可能です。

電子申請窓



選挙公報



【問い合わせ】 岡山市南区選挙管理委員会  
〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5  
電話 086-902-3500 FAX 086-902-3540

不在者投票用紙の請求は郵送かマイナンバーカードを使った電子申請ができます。請求はお早めに！

**選挙** 令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙

料金後納  
郵便

**投票のお知らせ**

この封筒には、**岡山市から転出された方**への投票のお知らせが入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

**岡山市北区選挙管理委員会**

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1656

FAX 086-803-1725

- この中には、岡山市から転出された方へ向けた、岡山県知事選挙の投票のお知らせが入っています。  
投票するため大切な案内です。内容をご確認いただき、都合のいい方法を選んで投票してください。
- 転出前に住まれていた区の選挙管理委員会へ請求・申請すること、現在お住いのところ**で不在者投票**をすることがあります。詳しくは、同封の「投票のお知らせ」の裏面をご覧ください。  
なお、この方法は投票用紙の請求・返送等に時間を要しますので、お早めに手続きをお願いします。ご不明な点は電話等でお問い合わせください。
- 投票日前日までに岡山市へ来られる機会があれば、**期日前投票**をすることができます。
- 期日前投票期間内に「投票のお知らせ」の宛名面に記載されている期日前投票所をご利用ください。（住まれていた区以外の期日前投票所では投票できませんのでご注意ください。）  
投票日に岡山市へ来られる機会があれば、**当日投票所での投票**ができます。  
投票のお知らせの宛名面に記載している、投票所をご利用ください。  
(表示している投票所以外では投票できませんのでご注意ください。)

不在者投票用紙の請求は郵送かマイナンバーカードを使った電子申請ができます。請求はお早めに！

**選挙** 令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙

料金後納  
郵便

**投票のお知らせ**

この封筒には、**岡山市から転出された方**への投票のお知らせが入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

**岡山市中区選挙管理委員会**

〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号

電話 086-901-1601

FAX 086-901-1604

- この中には、岡山市から転出された方へ向けた、岡山県知事選挙の投票のお知らせが入っています。  
投票するため大切なためのご案内ですので、内容をご確認いただき、ご都合のいい方法を選んでください。
- 転出前に住まれていた区の選挙管理委員会へ請求・申請すること、現在お住いのところ**で不在者投票**をすることができます。詳しくは、同封の「投票のお知らせ」の裏面をご覧ください。
- なお、この方法は投票用紙の請求・返送等に時間を要しますので、お早めに手続きをお願いします。ご不明な点は電話等でお問い合わせください。
- 投票日前日までに岡山市へ来られる機会があれば、**期日前投票**をすることができます。  
期日前投票期間内に「投票のお知らせ」の宛名面に記載されている期日前投票所をご利用ください。（住まれていた区以外の期日前投票所では投票できませんのでご注意ください。）
- 投票日に岡山市へ来られる機会があれば、**当日投票所での投票**ができます。  
投票のお知らせの宛名面に記載している、投票所をご利用ください。  
(表示している投票所以外では投票できませんのでご注意ください。)

不在者投票用紙の請求は郵送かマイナンバーカードを使った電子申請ができます。請求はお早めに！

**選挙** 令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙

料金後納  
郵便

**投票のお知らせ**

この封筒には、**岡山市から転出された方**への投票のお知らせが入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

**岡山市東区選挙管理委員会**

〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

電話 086-944-5006

FAX 086-944-5080

- この中には、岡山市から転出された方へ向けた、岡山県知事選挙の投票のお知らせが入っています。  
投票するため大切なためのご案内ですので、内容をご確認いただき、ご都合のいい方法を選んでください。
- 転出前に住まれていた区の選挙管理委員会へ請求・申請すること、現在お住いのところ**で不在者投票**をすることができます。詳しくは、同封の「投票のお知らせ」の裏面をご覧ください。
- なお、この方法は投票用紙の請求・返送等に時間を要しますので、お早めに手続きをお願いします。ご不明な点は電話等でお問い合わせください。
- 投票日前日までに岡山市へ来られる機会があれば、**期日前投票**をすることができます。  
期日前投票期間内に「投票のお知らせ」の宛名面に記載されている期日前投票所をご利用ください。（住まれていた区以外の期日前投票所では投票できませんのでご注意ください。）
- 投票日に岡山市へ来られる機会があれば、**当日投票所での投票**ができます。  
投票のお知らせの宛名面に記載している、投票所をご利用ください。  
(表示している投票所以外では投票できませんのでご注意ください。)

不在者投票用紙の請求は郵送かマイナンバーカードを使った電子申請ができます。請求はお早めに！

**選挙** 令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙

料金後納  
郵便

**投票のお知らせ**

この封筒には、**岡山市から転出された方**への投票のお知らせが入っていますので、開封してご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

岡山市南区選挙管理委員会

〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5

電話 086-902-3500

FAX 086-902-3540

- この中には、岡山市から転出された方へ向けた、岡山県知事選挙の投票のお知らせが入っています。  
投票するため大切なためのご案内ですので、内容をご確認いただき、ご都合のいい方法を選んでください。
- 転出前に住まれていた区の選挙管理委員会へ請求・申請すること、現在お住いのところ**で不在者投票**をすることができます。詳しくは、同封の「投票のお知らせ」の裏面をご覧ください。
- なお、この方法は投票用紙の請求・返送等に時間を要しますので、お早めに手続きをお願いします。ご不明な点は電話等でお問い合わせください。
- 投票日前日までに岡山市へ来られる機会があれば、**期日前投票**をすることができます。  
期日前投票期間内に「投票のお知らせ」の宛名面に記載されている期日前投票所をご利用ください。（住まれていた区以外の期日前投票所では投票できませんのでご注意ください。）
- 投票日に岡山市へ来られる機会があれば、**当日投票所での投票**ができます。  
投票のお知らせの宛名面に記載している、投票所をご利用ください。  
(表示している投票所以外では投票できませんのでご注意ください。)



詳細設計書	データ項目定義	システム名	選挙管理システム	サブシステム名		作成日	2022.11.10	更新者	
		プログラム名		プログラムID		更新日			

ファイル名	(任意)	ファイルID	ticket						文字コード	UTF-16LE (BOM有)	ファイル形式	CSV
			Byte数		文字数		位置		改行コード	CRLF	レコード長	可変長
No	名称	属性	Byte数		文字数		位置		データ取得元		備考	
			MIN	MAX	MIN	MAX	開始	終了	テーブル	フィールド		
1	郵便番号	9	0	7	0	7	-	-			数字7桁	
2	住所	N	0	50	0	25	-	-			UNI_SJIS_TEXT関数にて文字変換	
3	方書	N	0	80	0	40	-	-			UNI_SJIS_TEXT関数にて文字変換	
4	漢字氏名	N	0	40	0	20	-	-			UNI_SJIS_TEXT関数にて文字変換	
5	カスタマーバーコード	9	0	19	0	19	-	-			NULL固定	
6	バーコード	9	0	12	0	12	-	-			投票区(3)+簿冊(1)+頁(3)+行(2)+執行日ID(1) バーコードコントロール使用(NW-7)	
7	地図	-	-	-	-	-	-	-			NULL固定	
8	期日前投票場所	N	0	160	0	80	-	-			c_hd=20, c_id=02, c_skey=区CD	
9	当日投票場所	N	0	160	0	80	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
10	投票所番号	9	0	3	0	3	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
11	頁番号	9	0	3	0	3	-	-			1-3桁目	
12	行番号	9	0	2	0	2	-	-			4-5桁目	
13	選挙区	9	0	3	0	3	-	-			c_hd=20, c_id=02, c_skey=区CD	
14	投票日(月)	9	0	2	0	2	-	-			執行日テキスト(書式. M)	
15	投票日(日)	9	0	2	0	2	-	-			執行日テキスト(書式. d)	
16	投票開始時間	9	8	8	0	8	-	-			7固定	
17	投票終了時間	9	0	8	0	8	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
18	行政区番号	9	0	3	0	3	-	-				
19	世帯番号	9	10	10	10	10	-	-			世帯単位で封入する為のキー項目	
20	投票所住所	N	0	80	0	40	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
21	性別	9	1	1	1	1	-	-			数字1桁	
22	個人番号	9	10	10	10	10	-	-			引抜データとのマッチング用キー項目	
23												
24												
25												

詳細設計書	データ項目定義	システム名	選挙管理システム	サブシステム名		作成日	2022.3.10	更新者	
		プログラム名		プログラムID		更新日			

ファイル名	(任意)	ファイルID	ticket						文字コード	UTF-16LE (BOM有)	ファイル形式	CSV
			Byte数		文字数		位置		改行コード	CRLF	レコード長	可変長
No	名称	属性	Byte数		文字数		位置		データ取得元		備考	
			MIN	MAX	MIN	MAX	開始	終了	テーブル	フィールド		
1	郵便番号	9	0	7	0	7	-	-			数字7桁	
2	住所	N	0	50	0	25	-	-			UNI_SJIS_TEXT関数にて文字変換	
3	方書	N	0	80	0	40	-	-			UNI_SJIS_TEXT関数にて文字変換	
4	漢字氏名	N	0	40	0	20	-	-			UNI_SJIS_TEXT関数にて文字変換	
5	カスタマーバーコード	9	0	19	0	19	-	-			NULL固定	
6	バーコード	9	0	12	0	12	-	-			投票区(3)+簿冊(1)+頁(3)+行(2)+執行日ID(1) バーコードコントロール使用(NW-7)	
7	地図	-	-	-	-	-	-	-			NULL固定	
8	期日前投票場所	N	0	160	0	80	-	-			c_hd=20, c_id=02, c_skey=区CD	
9	当日投票場所	N	0	160	0	80	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
10	投票所番号	9	0	3	0	3	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
11	頁番号	9	0	3	0	3	-	-			1-3桁目	
12	行番号	9	0	2	0	2	-	-			4-5桁目	
13	選挙区	9	0	3	0	3	-	-			c_hd=20, c_id=02, c_skey=区CD	
14	投票日(月)	9	0	2	0	2	-	-			執行日テキスト(書式. M)	
15	投票日(日)	9	0	2	0	2	-	-			執行日テキスト(書式. d)	
16	投票開始時間	9	8	8	0	8	-	-			7固定	
17	投票終了時間	9	0	8	0	8	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
18	行政区番号	9	0	3	0	3	-	-				
19	世帯番号	9	10	10	10	10	-	-			世帯単位で封入する為のキー項目	
20	投票所住所	N	0	80	0	40	-	-			c_hd=10, c_id=02, c_skey=区CD	
21	性別	9	1	1	1	1	-	-			数字1桁	
22	個人番号	9	10	10	10	10	-	-			引抜データとのマッチング用キー項目	
23												
24												
25												

詳細設計書	データ項目定義	システム名	選挙管理システム	サブシステム名		作成日	2022.11.10	更新者	
		プログラム名		プログラムID		更新日			

ファイル名	(任意)	ファイルID	引抜きリスト						文字コード	shift jis	ファイル形式	CSV
			Byte数		文字数		位置		改行コード	CRLF	レコード長	可変長
No	名称	属性	Byte数		文字数		位置		データ取得元		備考	
			MIN	MAX	MIN	MAX	開始	終了	テーブル	フィールド		
1	入場券番号	9		1		1	-	-			数字1桁 「1」固定	
2	名簿番号	X		12		12	-	-			999-9-999-99	
3	氏名(宛名)	N					-	-			個人氏名(世帯主氏名)	
4	引抜き事由	N					-	-			引き抜きの区分	
5	現住所	N					-	-			住所	
6	宛名番号	9		10		10	-	-			入場券データ22番個人番号とのマッチング用キー項目	
7	現〒	9		7		7	-	-			現住所郵便番号	
8	転先郵便番号	9		7		7	-	-			転出先郵便番号	
9	空白	X					-	-			投票日	
10	以下余白											
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												

詳細設計書	データ項目定義	システム名	選挙管理システム	サブシステム名		作成日	2022.3.10	更新者	
		プログラム名		プログラムID		更新日			

ファイル名	(任意)	ファイルID	引抜きリスト						文字コード	shift jis	ファイル形式	CSV
			Byte数		文字数		位置		改行コード	CRLF	レコード長	可変長
No	名称	属性	Byte数		文字数		位置		データ取得元		備考	
			MIN	MAX	MIN	MAX	開始	終了	テーブル	フィールド		
1	入場券番号	9		1		1	-	-			数字1桁 「1」固定	
2	名簿番号	X		12		12	-	-			999-9-999-99	
3	氏名(宛名)	N					-	-			個人氏名(世帯主氏名)	
4	引抜き事由	N					-	-			引き抜きの区分	
5	現住所	N					-	-			住所	
6	宛名番号	9		10		10	-	-			入場券データ22番個人番号とのマッチング用キー項目	
7	現干	9		7		7	-	-			現住所郵便番号	
8	転先郵便番号	9		7		7	-	-			転出先郵便番号	
9	空白	X					-	-			投票日	
10	以下余白											
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

Ⓜ

令和6年6月20日 付けで公告のあった 投票所入場券及び転出者通知(岡山県知事選挙)に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社(者)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

# 指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている  (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

# 納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

投票所入場券及び転出者通知(岡山県知事選挙)

(消費税又は消費税相当額を除く)

項目	数量	金額
投票所入場券(岡山県知事選挙)(関連を含む)	1式	
転出者通知(岡山県知事選挙)(関連を含む)	1式	
計(=入札金額)		

# 印刷機械設備調書

令和 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

商号又は名称

代表者名

「投票所入場券及び転出者通知(岡山県知事選挙)」の入札参加資格の要件に該当する自社(※)が保有する印刷機等は以下のとおりです。

機械の種類・所有者	メーカー名・型式等	規格	台数
印刷機		・OMR対応 ・バーコード読取装置 (対応可能な機能に○)	
封入封緘機		・OMR対応 ・バーコード読取装置 (対応可能な機能に○)	

※ 自社以外で100%株を保有する子会社も可とする。その場合関係を示すものを提示すること。



# 実績調書

令和 年 月 日

岡山市長 大森雅夫様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

都 市 名	
件 名	
請 負 代 金 額	
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
業 務 概 要	平成31年4月1日以降に、国又は地方公共団体で14万通以上の投票所入場券を製造し、自動封入封緘をした実績があること。

注) 上記記載の都市の実績証明書(契約書の写しでも可)を提出すること。

# 実績証明書

令和 年 月 日

申請者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

岡山市発注の一般競争入札参加資格確認申請に必要なため、下記のとおり証明願います。

品 名	
発 注 者 名	
請 負 者	
数 量	
契 約 金 額	円
納 入 場 所	
契 約 日	年 月 日
納 入 日	年 月 日
概 要	下記の物品製造実績を有すること ・自動名寄せシステムによる封入封緘方式での 投票所入場券

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

# 作業場所等状況調書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 【投票所入場券及び転出者通知（岡山県知事選挙）】

<p>履行場所 (所在地,位置図等)</p>	
<p>作業場所及び保管場所のセキュリティ状況 (監視カメラの設置状況,警備員の巡回状況等)</p>	

## 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和6年 月 日付で締結した投票所入場券及び転出者通知（岡山県知事選挙）契約（以下「契約」という。）に基づいて取り扱う、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって甲が保有するもの（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって個人の権利利益を保護するため、法に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（個人情報保護の基本原則）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任者の指定）

第3条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は次に掲げる者とする。

職 名	氏 名
-----	-----

3 責任者は、保有個人情報が適正に取り扱われるよう乙の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）を指揮監督しなければならない。

（業務従事者への周知）

第4条 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、業務従事者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、保有個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

第5条 乙は、この契約に基づく業務に係る保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の保有個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

第6条 乙は、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、契約において再委託が認められており、かつ、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面により申請し、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。なお、再委託する場合にあつては、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に対してもこの覚書の内容に相当する程度の措置を講じなければならない。

- (1) 契約の名称
- (2) 再委託先名（住所、商号又は名称及び代表者職氏名）
- (3) 再委託する理由
- (4) 再委託契約の内容（契約年月日、履行場所及び委託期間）
- (5) 再委託して処理する内容
- (6) 再委託先が取り扱う個人情報

2 前項の書面には、乙と再委託先との間でこの覚書に準じて締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付しなければならない。

（収集の制限）

第7条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第9条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

第10条 甲は、乙が取り扱う保有個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は必要と認めるとき、乙に対し保有個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が保有個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を確認することができる。

2 削除

（業務従事者の監督）

第11条 乙は、業務従事者に対し、保有個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、本件業務の遂行上、実際に保有個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての保有個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

第12条 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において保有個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。

(記録の搬送等)

第13条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全、確実に行わなければならない。

(廃棄等)

第14条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報について、甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに甲への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、乙がこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報の廃棄等を行う場合には、甲の立会いのもとに返却、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第15条 乙は、この契約に基づく保有個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第16条 甲は、乙がこの覚書の記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

(罰則等の周知)

第17条 乙は、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用（法第176条及び第180条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(その他)

第18条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市  
岡山市長 大森 雅夫 印

受託者 乙 住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

## 【参考法律】

### ○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）【抜粋】

（定義）

第2条（抜粋）この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（省略）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

(3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

第60条（抜粋）この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記載されているものに限る。

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(省略)

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

【抜粋】

(定義)

第 2 条 (抜粋)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 48 条並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。